

# 感謝

K a n s h a

VOL.35

発行責任者 / 小林 政氏  
発行日 / 2008年 5月1日



所報タイトル「感謝」は所内で掲げる

平成 20 年度の目標です。

この所報のバックナンバーは弊社ホームページにて掲載しております。

## ～新人研修～

平成20年4月21・22日の二日間の日程で㈱TKC出版が主催する『初級職員のための「基本行動」徹底研修』に新入所員の**新井・深井・小泉**の3名が参加してきました。

この研修は千葉県の長尾郡にあるTKC出版研修センター「平成道場」にて、新入職員が基本行動（ビジネスマナーや社会人としての心構え・心配り）を習得するためのものです。

内容としては下記のプログラムの通りであり、講義のみではなく実際に体験することを通して習得していきます。

今後、この研修で得たこと・学んだことを生かし、業務に役立てていければと思います。

### ～研修プログラム～

#### 1日目

- オリエンテーション
  - ① プロ意識とは
  - ② チームワークの主役は自分
  - ③ 組織人としての役割と自覚
  - ④ 仕事と志事
- 基本行動トレーニング
  - ① 挨拶・返事・後始末
  - ② 不快を与えない身だしなみ
- グループ別ディスカッション

#### 2日目

- 職場で生かすビジネスセンス
  - ① 接客・電話応対
  - ② 名刺の受け渡し
  - ③ 文書の書き方
  - ④ お辞儀の仕方
- グループ別成果発表
- 総まとめ

# — 参加所員感想 —

## 新井勝代

1泊2日の研修は充実していて、とても楽しかったです。初対面の人とグループを組み、「基本行動八箇条」の暗記や「雑用と役割」というテーマにそった劇をやりました。発表にむけて、どうしたら上手に出来るのか・・・と案を出し合いながら練習をしていきました。発表がおわった時、できたあ！という達成感でいっぱいでした。チームワークの大切さを学びました。

講師の西澤先生が挨拶をすると自分が成長すると教えて下さったので、挨拶は明るくさわやかに大きな声で自分からしていきたいです。

## 深井香那

私は今回のビジネスマナー研修初級編に参加し、とても多くの知識を得ることができました。初めて出会う集団の中で、どのようにコミュニケーションを取るかなど人としての基本的なことから、電話応対やお客様の接待の仕方、お茶の出し方、訪問時の基本的マナー、名刺の受け渡しの方法、正しい挨拶及び礼の仕方など社会の基本的な事をたくさん学ぶことができました。

この研修を通して、今まではっきりとは知らなかった社会の基本事項やマナーを知ることができました。私は研修で得たことをこれからの仕事の中でどう活かせるかをしっかりと考え、実践していきたいと思ました。

## 小泉舞

今回研修合宿に参加して、貴重な体験をたくさんすることができました。

初対面の人と協力して劇を作ったり、ゲームをしたり、楽しみながら学ぶことができたと思います。最初は年上の人達ばかりで緊張しましたが、とてもよい人達ですぐに打ち解けることができました。

研修なので、もっと厳しくて大変かと思っていましたが、実際に行ってみてこんなに楽しい雰囲気なのだなどと驚きました。楽しかっただけでなく、マナーや態度もしっかりと学べてとてもよい経験になりました。

## 《事業承継の新手法》

中小企業が事業承継を円滑に進めるためには、経営者が保有する株式等の事業用資産を後継者に集中的に取得させることが重要です。

しかし、オーナー経営者の個人資産の大部分が自社株等の事業用資産の場合、相続税納付資金、遺留分の民法上の制約、事業用資産の買取資金、など円滑な事業承継を妨げる要因がありました。その阻害要因を解消するため、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案」が国会に提出されました。

これは平成 20 年 10 月 1 日以降に相続が発生したものが対象になります。

### (1) 法律の目的

この法律は、中小企業について

- ①遺留分（注 1）に関して民法の特例を定めること
- ②資金供給の円滑化等の支援措置

によって経営の承継の円滑化を図り中小企業の事業活動の継続を支援することとされています。

（注 1）遺留分とは、相続人のために法律上確保された一定割合の相続財産のこと

### (2) 遺留分の民法の特例

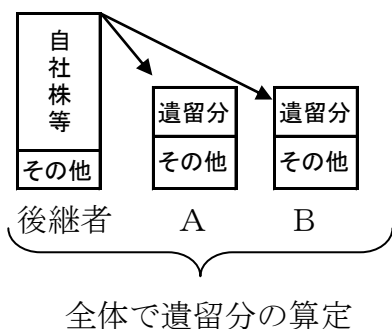
一定の要件を満たす経営者が遺留分権利者全員との合意及び所定の手続きを経ることを前提に下記の民法の特例を受けることができます。

#### ① 生前贈与株式を遺留分の対象から除外する

（相続に伴う株式分散を未然に防止）

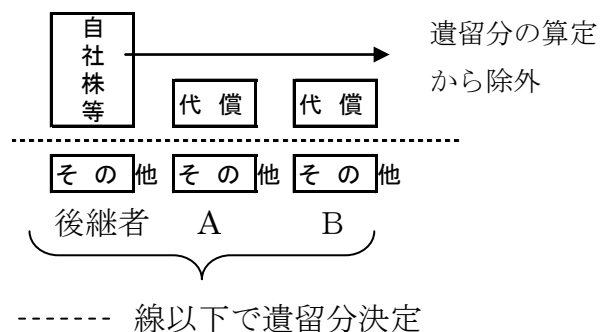
（従来）

減殺請求により非後継者へ



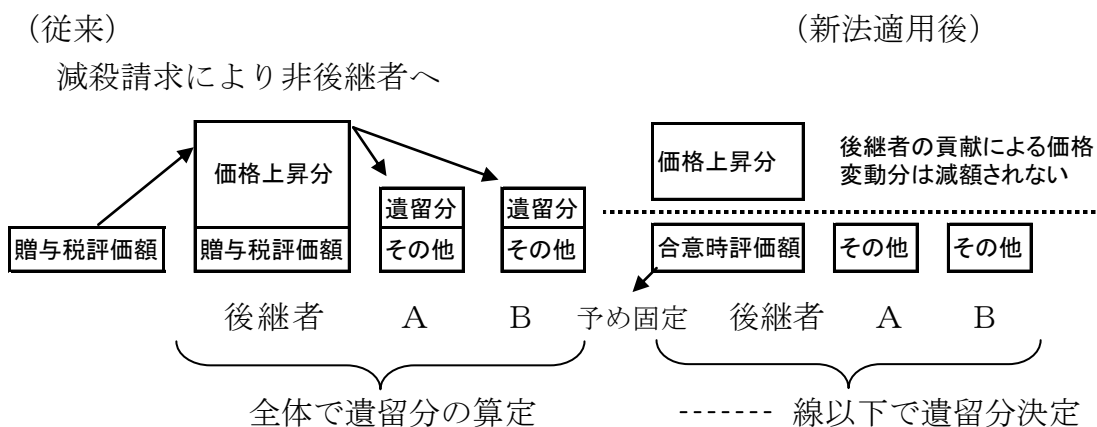
（新法適用後）

除外した自社株等は減殺されない



## ② 生前贈与株式の評価額を予め固定する

(後継者の貢献による株式上昇分が遺留分減殺請求の対象外とするため、経営意欲を阻害されない)



## (3) 支援措置

代表者の死亡後に生じる次のような資金ニーズに対して融資を受けやすくする為に借入保証などの制度を創設

- ・ 自社株や事業用資産の取得資金
- ・ 信用力・営業力低下に伴う運転資金
- ・ 相続税納税資金

## (4) 相続税の課税についての措置

相続税納税猶予制度 (詳細は所報 3 月号に掲載済)

※弊所ホームページをご参照

～何か疑問点などございましたら、お気軽にお問い合わせください～

小林合同会計事務所

事業承継プロジェクト  
担当 増田 彰  
TEL 048-253-5668